



株主の皆様へ

第17回定時株主総会招集のご通知に際してのインターネット開示情報

事業報告

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

平成29年6月9日

エムスリー株式会社

事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://corporate.m3.com/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しています。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議の日	平成21年8月25日	平成23年1月25日	平成23年3月29日
新株予約権の数	10個	45個	2個
保有人数			
取締役 (監査等委員、 社外取締役を除く)	2名	4名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	1名	1名	1名
取締役(監査等委員)	1名	1名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 12,000株	普通株式 54,000株	普通株式 2,400株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使 価額(注2)	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 425円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～ 平成51年5月31日	平成24年7月1日～ 平成52年5月31日	平成24年7月1日～ 平成32年5月31日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の 株式の発行価格及び 資本組入額(注1、 2)	発行価格 221円 資本組入額 111円	発行価格 305円 資本組入額 153円	発行価格 592円 資本組入額 296円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議の日	平成23年 8 月23日	平成24年 8 月21日	平成24年 8 月21日
新株予約権の数	27個	67個	13個
保有人数 取締役 (監査等委員、 社外取締役を除く)	4名	5名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 32,400株	普通株式 40,200株	普通株式 7,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額 (注2)	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 703円
新株予約権の行使期間	平成25年 7 月 1 日～ 平成53年 5 月31日	平成26年 7 月 1 日～ 平成54年 5 月31日	平成26年 7 月 1 日～ 平成34年 5 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 526円 資本組入額 263円	発行価格 641円 資本組入額 321円	発行価格 980円 資本組入額 490円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
発行決議の日	平成25年 3月27日	平成25年 8月22日	平成26年 3月12日
新株予約権の数	19個	54個	48個
保有人数 取締役 (監査等委員、 社外取締役を除く)	1名	5名	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的とな る株式の種類及び数 (注2)	普通株式 3,800株	普通株式 10,800株	普通株式 9,600株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使 価額(注2)	1株当たり 917円	1株当たり 1円	1株当たり 1,645円
新株予約権の行使期間	平成26年 7月1日～ 平成34年 5月31日	平成27年 7月1日～ 平成55年 5月31日	平成27年 7月1日～ 平成35年 5月31日
新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額(注1、 2)	発行価格 1,236円 資本組入額 618円	発行価格 1,220円 資本組入額 610円	発行価格 2,193円 資本組入額 1,097円
新株予約権の行使の条 件	①各新株予約権の一部行使 はできないものとしま す。 ②これらの詳細条件及びそ の他の条件については、 定時株主総会決議及び取 締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を 受けるものとの間で締結 する「新株予約権割当契 約書」に定めるものと します。	①各新株予約権の一部行使 はできないものとしま す。 ②これらの詳細条件及びそ の他の条件については、 定時株主総会決議及び取 締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を 受けるものとの間で締結 する「新株予約権割当契 約書」に定めるものと します。	①各新株予約権の一部行使 はできないものとしま す。 ②これらの詳細条件及びそ の他の条件については、 定時株主総会決議及び取 締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を 受けるものとの間で締結 する「新株予約権割当契 約書」に定めるものと します。

名称	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第26回新株予約権
発行決議の日	平成26年8月8日	平成27年3月26日	平成27年7月24日
新株予約権の数	720個	101個	480個
保有人数 取締役 (監査等委員、 社外取締役を除く)	6名	1名	6名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名	一名	一名
取締役(監査等委員)	一名	一名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 72,000株	普通株式 10,100株	普通株式 48,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使 価額(注2)	1株当たり 1,834円	1株当たり 2,610円	1株当たり 2,977円
新株予約権の行使期間	平成28年8月9日～ 平成36年8月8日	平成28年7月1日～ 平成36年5月31日	平成29年7月25日～ 平成37年7月24日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の 株式の発行価格及び 資本組入額(注1、 2)	発行価格 2,503円 資本組入額 1,252円	発行価格 3,359円 資本組入額 1,679円	発行価格 3,935円 資本組入額 1,968円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第29回新株予約権
発行決議の日	平成28年7月26日
新株予約権の数	350個
保有人数	
取締役 (監査等委員、 社外取締役を除く)	6名
社外取締役 (監査等委員を除く)	一名
取締役(監査等委員)	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (注2)	普通株式 35,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の権利行使価額(注2)	1株当たり 3,654円
新株予約権の行使期間	平成30年7月27日～ 平成38年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注1、2)	発行価格 4,591円 資本組入額 2,296円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

(注) 1 新株予約権の発行価格は、行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正な評価額を合算しています。

	行使時の払込金額	付与日における公正な評価額
第12回新株予約権	1円	220円
第13回新株予約権	1円	304円
第14回新株予約権	425円	167円
第15回新株予約権	1円	525円
第16回新株予約権	1円	640円
第17回新株予約権	703円	277円
第18回新株予約権	917円	319円
第19回新株予約権	1円	1,219円
第20回新株予約権	1,645円	548円
第23回新株予約権	1,834円	669円
第24回新株予約権	2,610円	749円
第26回新株予約権	2,977円	958円
第29回新株予約権	3,654円	937円

- 2 当社は、平成23年10月1日付で株式1株につき2株、平成24年10月1日付で株式1株につき3株及び平成26年4月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の権利行使価額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、行使時の払込金額及び付与日における公正な評価額は、当該株式分割を反映して算定しています。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第27回新株予約権	第28回新株予約権	第29回新株予約権
発行決議の日	平成28年3月24日	平成28年3月24日	平成28年7月26日
新株予約権の数	18個	50個	288個
付与された者の人数			
当社使用人	一名	一名	109名
当社の子会社の役員及び使用人	2名	3名	一名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,800株	普通株式 5,000株	普通株式 28,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額	1株当たり 2,769円	1株当たり 1円	1株当たり 3,654円
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日～平成37年5月31日	平成30年1月1日～平成57年5月31日	平成30年7月27日～平成38年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)	発行価格 3,656円 資本組入額 1,828円	発行価格 2,648円 資本組入額 1,324円	発行価格 4,591円 資本組入額 2,296円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

名称	第30回新株予約権	第31回新株予約権	第32回新株予約権
発行決議の日	平成28年7月26日	平成28年7月26日	平成28年11月25日
新株予約権の数	14個	12個	2個
付与された者の人数			
当社使用人	一名	一名	一名
当社の子会社の役員 及び使用人	1名	1名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,400株	普通株式 1,200株	普通株式 200株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の権利行使価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成29年1月1日～ 平成56年5月31日	平成30年1月1日～ 平成57年5月31日	平成30年7月1日～ 平成58年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)	発行価格 3,071円 資本組入額 1,535円	発行価格 3,062円 資本組入額 1,531円	発行価格 2,585円 資本組入額 1,293円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。	①各新株予約権の一部行使はできないものとします。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。

(注) 新株予約権の発行価格は、行使時の払込金額と新株予約権の付与日における公正な評価額を合算しています。

	行使時の払込金額	付与日における公正な評価額
第27回新株予約権	2,769円	887円
第28回新株予約権	1円	2,647円
第29回新株予約権	3,654円	937円
第30回新株予約権	1円	3,070円
第31回新株予約権	1円	3,061円
第32回新株予約権	1円	2,584円

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「エムスリーグループ行動規範」を制定し、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の法令等遵守の徹底については、当社グループ各社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、当社グループ各社の経営管理又は法務を管掌する部門において施策を講ずる。

当社グループ全体の法令等遵守体制の整備については、当社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理又は法務を管掌する部門が中心となって推進する。

当社グループは、法令及び定款に適合するよう制定された決裁規程及びその他の社内規程に基づいた業務執行を徹底する。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ各社の経営上のリスクの分析及び対策の検討については、各会社の常勤取締役及び執行役員等が出席する各会社の経営会議において行なうとともに、リスク管理体制の実効性を検証するため等、必要に応じて内部監査を行なう。

当社グループ全体のリスク管理体制の整備については、当社の管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門が中心となって推進する。

当社において不測の事態が発生した場合には、代表取締役直轄の対策チームを設置し、迅速な対応を行ない、損失の最小化に努める。

当社の子会社において不測の事態が発生した場合には、各会社より速やかに当社に報告した上で、各会社の代表取締役直轄の対策チームを設置し、当社と連携を図りながら迅速な対応を行ない、損失の最小化に努める。ただし、当社が当社グループ全体に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、当社の代表取締役直轄の対策チームが対応を行なう。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程及び決裁規程に基づき、業務執行に係る重要な意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行状況の確認を行なう。また、当社は、経営会議を原則週1回開催し、当社の子会社は、子会社の特性や規模等に応じて、経営会議を定期的で開催し、決裁規程等に従って迅速な意思決定を行なう。

当社グループは、業績管理に関しては、年度毎に予算、事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行なう。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理を管掌する部門において保存及び管理を行なう。

経営管理を管掌する部門は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理し、取締役からの閲覧要請に速やかに対応する。

⑤子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の特性や規模等に応じて、子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社の取締役及び使用人の職務執行の監督又は監査を行なう。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社管理規程に基づき、当社に対する事業の状況に関する定期的な報告を求めるとともに、重要事項の決定についての事前協議を求める。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査室の担当者が、必要に応じて監査等委員会を補助する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室の担当者が監査等委員会の補助業務に従事する際には、その業務に関して取締役他の指揮命令を受けない。また、当該担当者の任命、異動には監査等委員会の同意を必要とする。

⑧当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社の監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。また、監査等委員会は必要に応じていつでも当社グループの取締役、監査役及び従業員等に対し報告を求められることができる。

当社の取締役及び従業員は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞無く監査等委員会に報告する。

当社の取締役及び従業員は、必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し報告を求め、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実の報告を受けたときは、遅滞無く当社の監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会又は監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査等委員会又は監査役に対して報告をした当社グループの取締役又は従業員に対し、報告行為そのものを理由として不利益を課すことを厳重に禁止する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用等について当社に対して請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行なうと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室と共同で監査を行なう。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりです。

なお、当社は、平成28年6月29日に監査等委員会設置会社へ移行しました。下記の「④監査等委員会の職務の執行について」については、移行後の運用状況の概要を記載していますが、移行前においても、監査役について同様の体制が整備・運用されていました。

①コンプライアンスについて

「エムスリーグループ行動規範」を当社および各子会社に対し周知しているほか、必要に応じて、コンプライアンス研修を実施しています。また、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設置し、当社および各子会社に対し周知しています。

②取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会を11回開催し、重要事項について意思決定を行うとともに、取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

③リスクマネジメントについて

原則として週1回開催された経営会議において、リスクの把握、分析および対策の検討について審議しました。

④監査等委員会の職務の執行について

当事業年度においては、監査等委員会を10回開催し、監査等委員間で積極的な意見交換を行いました。代表取締役、会計監査人および内部監査室の担当者から報告を受けたほか、必要に応じて助言を行いました。

⑤内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施しました。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

(連結子会社の数)	68社
(主要な連結子会社の名称)	エムスリーキャリア株式会社 株式会社メディサイエンスプランニング 株式会社MICメディカル ノイエス株式会社 メビックス株式会社 M3 USA Corporation M3 (EU) Limited The Medicus Firm, Inc. VIDAL France S.A.S. 金葉天成（北京）科技有限公司 株式会社シイ・エム・エス エムスリーマーケティング株式会社

(連結子会社の変動)

当連結会計年度において、VIDALグループの持株会社であるAXIO Medical Holdings Limitedの株式を取得したことから、同社及び同社子会社7社が新たに連結子会社になりました。

上記の他、当連結会計年度において新たに連結子会社となった主な会社は、下記の通りです。

- ・株式会社テコム : 新規設立
- ・株式会社インフロント : 株式取得
- ・株式会社インサイト・アイ : 株式取得
- ・Health Impetus Private Limited : 株式取得
- ・IQUS Limited : 株式取得

また、下記の通り、当連結会計年度において連結子会社が減少しています。

- ・株式会社平成薬局 : ラクスリ株式会社に吸収合併

(3) 持分法の適用に関する事項

(持分法適用会社の数)	5社
(主要な持分法適用会社の名称)	株式会社メディカルネット 株式会社翻訳センター P5株式会社 Hyuga Pharmacy株式会社 株式会社ポル・メド・テック

なお、日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社は、平成28年12月に株式会社メディカルネットに商号変更しています。

(持分法適用会社の変動)

株式会社ポル・メド・テックは、当連結会計年度において新たに株式を取得したことから持分法適用会社になりました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる主な会社は次の通りです。なお、当該子会社については、連結決算日（3月31日）現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

会社名	決算日
M3 USA Corporation	12月31日
M3 (EU) Limited	12月31日
PracticeMatch Corporation	12月31日
Profiles, Inc.	12月31日
The Medicus Firm, Inc.	12月31日
金葉天成（北京）科技有限公司	12月31日
VIDAL France S.A.S.	12月31日
Medizinische Medien Informations GmbH	12月31日
Vidal Vademecum Spain S.A.U.	12月31日
IQUS Limited	12月31日

(5) 会計処理基準に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

a. 金融資産の分類

当社グループは、金融資産に対する投資を、「貸付金及び債権」、「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」または「売却可能金融資産」の категорияに分類しています。この分類は、金融資産の性質及び取得目的に基づいて、当初認識時に決定しています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

(i) 貸付金及び債権

貸付金及び債権は、支払額が固定もしくは決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における公表価格が存在しないものです。当該資産は期末日から12ヶ月以内に満期が到来し、決済されるものを除き、非流動資産に分類しています。

当初認識後、実効金利法を用いて償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、売買目的で保有する資産と、当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものと指定したものが含まれます。主に短期間で売却する目的で取得された場合、この categoriaに分類されます。この categoriaに分類される資産は、期末日から12ヶ月以内に売却する予定がある場合、流動資産に分類しています。

なお、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は保有しておりません。

(iii) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、他の categoriaに分類されなかったデリバティブ以外の金融資産です。当該資産は期末日から12ヶ月以内に投資を処分する意図を有しない限り、非流動資産に分類しています。

当初認識後、公正価値で測定しています。公正価値の変動による未実現の利得または損失は、その他の包括利益で認識しています。当該資産が売却された場合には、累積したその他の包括利益は、純損益に振り替えます。

b. 金融資産の減損

当社グループは、四半期ごとに金融資産について減損の客観的な証拠の有無を評価しています。

「売却可能金融資産」に分類される資本性金融商品の場合、減損の証拠の有無を判定する際に、公正価値の取得原価に対する著しい下落または長期にわたる下落があるかどうかを考慮します。「売却可能金融資産」について減損の客観的証拠がある場合、取得原価と期末日の公正価値との差額から、以前に純損益で認識された金融資産の減損損失を控除した金額に相当する累積損失を、資本から純損益に振り替えます。「売却可能金融資産」に分類される資本性金融商品は、減損損失の戻入を行いません。

「貸付金及び債権」は、当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的証拠があ

り、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積れるマイナスの影響を有している場合に、減損損失を認識しています。償却原価で測定される金融資産の減損の客観的な証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しています。個々に重要な金融資産は、個々に減損を評価しています。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが認識されていない減損の有無の評価を全体として実施しています。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っています。減損の証拠には、債務者または債務者グループが重要な財政的困難、利息または元本の支払の債務不履行または遅滞に陥っている兆候、破産手続きもしくはその他の更生手続きに入る可能性及び貸倒れとの相関関係のある遅滞または経済状況の変化など、見積キャッシュ・フローの測定可能な減少の存在を観察可能なデータが示唆する場合等が含まれます。減損損失は、当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値と帳簿価額との差額として測定し、純損益で認識しています。その後の期間において、減損損失の金額が減少し、その減少が減損損失認識後に発生した事象に客観的に関連している場合は、金融資産の帳簿価額に減損を認識しなかった場合の償却原価を超えない範囲で、以前に認識した減損損失を純損益で戻し入れています。

② 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額を含めています。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しています。

減価償却費は、資産の取得価額から残存価額を差し引いた償却可能価額を基に算定しています。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。リース資産については、リース契約の終了までに当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間または経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は、以下の通りです。

- ・器具及び備品 2年～8年
- ・建物付属設備 15年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しています。

b. 無形資産

企業結合により認識したのれんの当初認識時における測定については、「⑦ 企業結合の会計処理」に記載しています。当初認識後は、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

企業結合により取得し、のれんと区分して認識した無形資産は、取得日の公正価値で認識しています。当初認識後は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

当社グループは、内部利用目的のソフトウェアを購入または開発するための特定のコストを支出しています。ソフトウェア・プログラムの保守に関連するコストは、発生時に費用認識しています。開発活動による支出については、資産計上の要件をすべて満たした場合にのみ、自己創設無形資産として資産計上しています。資産計上したソフトウェアについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しています。

取得後は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下の通りです。

- ・受注残 3年～6年
- ・カスタマーリレーションシップ 4年～16年
- ・ソフトウェア 3年～5年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しています。

耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しています。

③ 有形固定資産、無形資産及びのれんの減損

当社グループは、有形固定資産、無形資産及びのれんについて、四半期ごとに減損の兆候の有無を判断しています。

減損の兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積もって、減損テストを実施しています。資金生成単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループとしています。

のれん及び耐用年数を確定できない、または、未だ使用可能でない無形資産については、年に一度（連結会計年度における一定時期）及び減損の兆候を識別した時に回収可能価額を見積り、減損テストを実施しています。のれんの資金生成単位は、事業セグメントの範囲内で、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しています。

回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しています。

過去に認識したのれん以外の資産の減損損失については、四半期ごとに損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損損失の減少または消滅を示す兆候があり、当該資産の回収可能価額の算定に使用した見積に変更があった場合は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻し入れています。

過去に認識したのれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。

④ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積ができる場合に認識しています。

当社グループは、運営する医療従事者専門サイトを利用する会員に対して、主としてサイト利用に応じてポイントを付与しています。当社グループはポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高、過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額をポイント引当金として計上しています。

⑤ 収益の認識基準

当社グループの収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下の通りです。

a. 「MR君」等のプラットフォーム利用料及び広告販売売上

当社グループは、「m3.com」等の医療従事者専門サイトを用いて、「MR君」等のコミュニケーションプラットフォームやバナー広告、成果報酬型広告（アフェリエイト広告）、タイアップ広告等の掲載サービスを提供しています。一定期間、継続してプラットフォームの提供や広告の掲載を行う義務のあるものについては、プラットフォームの利用期間や、広告の掲載期間にわたって、それぞれの収益を認識しています。また、利用料や広告料金が利用実績等により変動するものについては、プラットフォームの利用者が提供サービスを利用した実績に基づき、売上を認識しています。

b. 調査売上

当社グループは、「m3.com」等の医療従事者専門サイトを活用し、医療従事者を対象とした調査レポートや調査結果データを提供するサービスを行っています。当該売上は、当社グループが成果物を提出した時点で認識しています。

c. 人材紹介サービスに係る売上

当社グループは、医療従事者向けの人材紹介や「m3.com CAREER」等への求人広告掲載等を通じて、医師、薬剤師向けの求人求職支援サービスを提供しています。当該売上は、各取引の実態に応じて、関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いと認められる時点（例えば、紹介した求職者が求人企業に入社した日）で認識しています。

d. エビデンスソリューション事業におけるCRO等の専門業務サービスに係る売上

当社グループは、臨床開発業務の支援及び大規模臨床研究の支援を行うCRO事業（Contract Research Organization：医薬品開発業務受託機関）及び治験実施医療機関における治験業務全般の管理・運営支援を行うSMO事業（Site Management Organization：治験施設支援機関）において、専門業務サービスを提供しています。当該役務提供に係る売上は、当社グループによる役務提供の進捗に応じて認識しています。

e. 電子カルテ等の販売に係る売上

当社グループは、医療機関向けに電子カルテ等の開発・販売及びサポートを行っています。電子カルテ等の販売については、医療機関または卸売業者に当該製品を納品し、納品した製品が医療機関に検収された時点で売上を認識しています。電子カルテ等のサポートについては、契約期間にわたって売上を認識しています。

f. 営業プラットフォーム事業における医薬品・医療機器等の営業活動及びマーケティング業務等の受託売上

当社グループは、独自にMR（Medical Representative：医薬情報担当者）を採用し、製薬会社等から医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動やマーケティング業務等の受託を行っています。当該役務提供に係る売上は、当社グループによる役務提供の進捗に応じて認識しています。

⑥ 外貨の換算基準

a. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ各社の営業活動を行う主要な経済環境における通貨（以下、「機能通貨」）に換算しています。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しています。公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に再換算しています。

これら取引の決済から生じる外国為替差額ならびに外貨建の貨幣性資産及び負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、非貨幣性項目の利益または損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しています。

b. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については、会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に含めています。在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該為替換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

⑦ 企業結合の会計処理

当社グループは、企業結合に対して取得法を適用しています。

譲渡対価には、当社グループから被取得企業の従前の所有者に対して移転した資産、発生した負債、及び当社グループが発行した持分の公正価値が含まれています。譲渡対価には、条件付対価の公正価値が含まれています。

企業結合において取得した識別可能な資産、引き受けた負債及び偶発負債は取得日の公正価値

で測定されます。資産または負債とみなされた条件付対価の公正価値の事後の変動は、IAS39号に準拠して純損益で認識しています。

企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

譲渡対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な取得資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額としてのれんを測定しています。一方、この差額が負の金額である場合には、ただちに純損益で認識しています。

当社グループは、非支配持分を識別可能な被取得企業の純資産に対する非支配持分割合相当額で測定しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっています。

2. 企業結合に関する注記

(1) The Medicus Firm, LLC取得に係る条件付取得対価（未払部分）

前連結会計年度に行ったThe Medicus Firm, LLCの取得に伴い認識していた未払の取得対価935百万円については、当連結会計年度に一部の支払を行いました。当連結会計年度の実際支払額は876百万円であり、未払残高は0百万円です。当初見積額との差額59百万円は為替変動によるものです。

(2) AXIO Medical Holdings Limitedの取得

① 企業結合の内容

被取得企業の名称	AXIO Medical Holdings Limited
被取得企業の事業の内容	持株会社 なお、傘下グループ会社において医薬品情報のデータベース関連事業を営んでいます。
企業結合を行った主な理由及び取得企業による被取得企業の支配獲得の過程	フランス、ドイツ、スペインの3カ国を中心とした地域における事業の拡大を目的としています。当社が被取得企業の株式を100.0%取得したことにより、被取得企業の支配を獲得しています。
企業結合日	平成28年11月30日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	AXIO Medical Holdings Limited
取得した議決権比率	100.0%

② 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年12月1日から平成29年3月31日までの業績が含まれています。

③ 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価 12,592百万円

取得原価の内訳：

現金 12,592百万円

なお、当該企業結合契約に規定される条件付取得対価契約及び補償資産はありません。

④ 取得関連費用の金額及びその表示科目

当該企業結合にかかる取得関連費用は210百万円であり、当期の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

⑤ 企業結合日における資産及び負債の公正価値、のれん等

a. 企業結合日における資産及び負債の公正価値

流動資産 ※1	2,781百万円
非流動資産	8,812百万円
資産合計	11,594百万円
流動負債	3,147百万円
非流動負債	3,202百万円
負債合計 ※2	6,349百万円

※1 現金及び現金同等物1,560百万円が含まれています。また、取得した営業債権及びその他の債権の公正価値は1,201百万円です。なお、契約上の未収金額の総額は1,255百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの見積りは54百万円です。

2 偶発負債はありません。

b. 発生したのれんの金額等

のれん金額 7,348百万円

のれんを構成する要因：

当該企業結合により生じたのれんは、欧州における事業の拡大により期待される将来の超過収益力を反映しています。

c. のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額 8,426百万円

主要な種類別の内訳	商標権	6,996百万円
	カスタマーリレーションシップ	1,430百万円

償却方法及び加重平均償却期間

商標権については非償却、カスタマーリレーションシップについては16年で均等償却しています。

d. 税務上損金算入を見込んでいるのれん金額

税務上損金算入を見込んでいるのれん金額はありません。

⑥ 企業結合によるキャッシュ・フローへの影響

取得原価の支払 Δ 12,592百万円

企業結合日に受け入れた現金及び現金同等物 1,560百万円

物

子会社株式の取得による支出 Δ 11,032百万円

⑦ 取得した事業の売上収益及び利益

連結損益計算書に含まれるAXIO Medical Holdings Limitedの、支配獲得日以降における内部取引消去前の取得事業の売上収益は1,770百万円、当期利益は205百万円です。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

売却可能金融資産 1,284百万円

② 担保に係る債務

該当事項はありません。なお、上記の売却可能金融資産は、投資先の借入金の担保として差し入れています。

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 283百万円

その他の長期金融資産 23百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,050百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の収益

売却可能金融資産売却益 1,043百万円

その他 332百万円

合計 1,375百万円

(2) その他の費用

減損損失 Δ 100百万円

その他 Δ 228百万円

合計 Δ 328百万円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 323,790,100株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 32,400株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議日	株式の種類	1株当たり配当額(円)	配当金の総額(百万円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年4月26日 取締役会	普通株式	9	2,913	平成28年3月31日	平成28年6月13日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	1株当たり配当額(円)	配当金の総額(百万円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年4月25日 取締役会	普通株式	10	3,238	平成29年3月31日	平成29年6月12日	利益剰余金

(4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 236,600株

上記株数には、権利行使期間の初日が到来していないものは含まれておりません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行うにあたり、信用リスク、為替リスク、流動性リスク及び価格リスク等の財務上のリスクに晒されています。これらのリスクを回避するために、当社グループは、一定の方針に従いリスクによる影響を低減するための管理をしています。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

① 信用リスク

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の短期金融資産及びその他の長期金融資産は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に基づき、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

② 為替リスク

当社グループはグローバルな事業展開を行っており、主に米ドルレート及び英ポンドレートの変動による為替リスクに晒されています。

③ 流動性リスク

当社グループは、支払期日に金融負債の返済を履行できないリスクに晒されていますが、必要となる流動性については、基本的に、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保しています。また、当社は金融機関との間で総額10億円の当座勘定貸越契約を締結し、流動性リスクの低減を図っています。

なお、当連結会計年度において、当該当座勘定貸越は行っておりません。

④ 価格リスク

当社グループは、上場株式などの活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価

格の継続的モニタリングを行っています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

- ① 当社グループが保有する金融商品は、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の短期金融資産、その他の長期金融資産、売却可能金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の短期金融負債及びその他の長期金融負債です。これらの帳簿価額は公正価値と一致または近似しています。
- ② 金融商品の公正価値の測定方法
金融資産及び金融負債の公正価値は、以下の通り決定しています。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていない金融商品はありませぬ。
 - a. 貸付金及び債権
主として短期間で決済される金融商品であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。
 - b. 売却可能金融資産
上場有価証券の公正価値は、公表市場価格で測定されます。活発な市場を有しない金融資産や非上場有価証券の場合には、当社グループは一定の評価技法を用いて公正価値を算定します。評価技法としては、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いています。当該公正価値の測定には、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しています。
 - c. 償却原価で測定される金融負債
主として短期間で決済される金融商品であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。
 - d. 企業結合に伴う条件付取得対価
主に割引キャッシュ・フロー法を用いて公正価値を測定しています。この公正価値の測定にあたって、将来のキャッシュ・アウト・フロー金額等の観察可能でないインプットを利用しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	206円43銭
基本的1株当たり当期利益	49円44銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

② その他有価証券

(i) 時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

(時価評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ii) 時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

③ たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

(i) 仕掛品・・・・・・・・・・個別法

(ii) 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は次の通りです。

建物 15年、器具・備品 2～8年

② 無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員賞与の支給に備えるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しています。

③ ポイント引当金・・・・・・・・・・ポイント利用による費用負担に備えるため、期末ポイント残高について過去のポイント利用実績率及びポイント当たり費用化率を勘案し、将来利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっています。

② のれんの償却方法及び償却に関する事項

のれんの償却については、20年以内で均等償却しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券 1,331百万円

② 担保に係る債務

該当事項はありません。なお、上記の投資有価証券は、投資先の借入金の担保として差し入れています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 272百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社が債権譲渡契約に基づき負担する一切の債務に対して債務保証を行っています。
エムスリードクターサポート株式会社 802百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 5,439百万円
短期金銭債務 16,012百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,165百万円
営業費用 726百万円
営業取引以外の取引高 416百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 32,400株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動資産

繰延税金資産

未払事業税 99 百万円
ポイント引当金 379 百万円
賞与引当金 49 百万円
貸倒引当金 1 百万円
売上割戻引当金 112 百万円
その他 31 百万円

繰延税金資産合計 671 百万円

② 固定資産

繰延税金資産

株式報酬費用 25 百万円
投資有価証券評価損 40 百万円
関係会社株式評価損 411 百万円
その他 13 百万円

繰延税金資産合計 489 百万円

繰延税金負債

投資有価証券売却益 264 百万円
その他有価証券評価差額金 635 百万円

繰延税金負債合計 899 百万円

繰延税金負債の純額 410 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	M3 USA Corporation	(所有)100.0%	兼任2名	資金援助、調査事業の委受託	—	—	関係会社短期貸付金	950
					貸付金利息の受取(注1)	16	未収収益	5
子会社	メビックス株式会社	(所有)100.0%	兼任2名	事務所賃貸、管理業務受託、グループ会社間の資金集中取引等	資金の預り(純額)(注2)	100	関係会社預り金	1,782
					利息の支払(注2)	0	—	—
子会社	株式会社MICメディカル	(所有)100.0%	兼任2名	事務所賃貸、管理業務受託、グループ会社間の資金集中取引等	資金の預り(純額)(注2)	519	関係会社預り金	3,441
					利息の支払(注2)	0	—	—
子会社	株式会社メデイサイエンスプランニング	(所有)100.0%	兼任2名	事務所賃貸、管理業務受託、グループ会社間の資金集中取引等	資金の預り(純額)(注2)	1,708	関係会社預り金	4,817
					利息の支払(注2)	1	—	—
子会社	エムスリーキヤリア株式会社	(所有)51.0%	兼任1名	プラットフォームの提供、グループ会社間の資金集中取引	受取配当金	189	—	—
					資金の預り(純額)(注2)	228	関係会社預り金	1,662
					利息の支払(注2)	0	—	—
子会社	エムスリードクターサポート株式会社	(所有)93.0%	兼任1名	事務所賃貸、グループ会社間の資金集中取引等	—	—	関係会社短期貸付金	1,523
					貸付金利息の受取(注1)	6	—	—
					債務保証	802	—	—
子会社	ノイエス株式会社	(所有)100.0%	—	事務所賃貸、グループ会社間の資金集中取引等	—	—	関係会社短期貸付金	960
					貸付金利息の受取(注1)	6	—	—
子会社	AXIO Medical Holdings Limited	(所有)100.0%	—	資金援助	—	—	関係会社短期貸付金	798
					貸付金利息の受取(注1)	1	未収収益	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を決定しています。

2 預り金については、グループ会社間での資金集中管理のため、余剰資金を預っているものであり、利息については、市場金利を勘案して利率を決定しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	157円71銭
1株当たり当期純利益	29円91銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。